

【議事録】令和元年度第2回青少年問題協議会

令和元年10月25日（金）

県庁防災新館 301・302 会議室

(1) 「やまなし子ども・若者育成指針」の進行管理について

（議長）

議事(1)「やまなし子ども・若者育成指針」の進行管理について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

－資料1により説明－

県では、子供・若者を巡る様々な課題に適切に対応し、子供・若者が誕生から社会的に自立するまでの支援施策を総合的かつ体系的に構築し、効果的に推進していくために子ども・若者育成支援推進法第9条に基づき、平成27年2月、やまなし子ども・若者育成指針を策定した。本指針の推進機関は、平成27年度から今年度までの5年間となっており、指針の対象は0歳から30歳未満ですが、就労など一部においては40歳未満となっている。資料1は、やまなし子ども・若者育成指針において位置づけた12の重点項目に合わせ各課の実施事業を体系的に整理したもの。この進行状況について、青少年問題協議会に確認し報告することとなっている。

多岐にわたるため、ポイントとなる3点について説明する。①平成30年度をもって終了する事業、②令和元年度から新たに加わる事業、③進行状況に変化が見られた事業である。

子育て支援リーダー実力アップ相談事業。本事業は県として合計521名の子育てリーダーをこれまで輩出し、事業の目的を達成したために平成30年度をもって終了。

総合教育センター面接相談、24時間電話相談。平成30年度は面接相談が841件、電話相談が2331件となり、利用者が年々増加する傾向。相談支援体制の充実のため令和元年度より休日、夜間の利用者への対応を外部委託とし更に充実させていく。

法務少年支援センター甲府(甲府少年鑑別所)による相談。平成30年度は機関等の依頼による相談実施人数が1921名となり利用者が増加。令和元年度からは地域援助推進協議会を年4回開催し、少年非行、児童虐待等、関係機関とのネットワーク作りに取り組んでいる。

学力向上フォローアップ事業。本事業は各市町村教委で補修的な学習の場を確保するための取り組みを充実させていることから事業の目的を達成したため、平成30年度をもって終了。

山梨県学力把握調査。本事業は中学生においては継続、小学生においては平成30年

度をもって終了。代わりに学びのサイクル改善事業を実施し、各学年の実態に即した学力向上に資する事業をスタート。

もっと楽しい体育授業で体力アップ。本事業は、全国体力運動能力、運動習慣調査の結果で課題のあった投能力等の向上を目指し、スポーツクラブ指導員等を講師に迎え授業を実施し、児童の能力の向上と教員の指導力の向上を図る新たな事業。

家読推進運動。平成 30 年度の家読ポップ展の応募数は 3736 件と過去最高となり、年々増加。令和元年度は、家族で 1 冊の本を通してコミュニケーションを深めてもらうため「我が家の一押し本」部門を新たに設置。

放課後の居場所作りの推進。平成 30 年度放課後児童クラブ設置数が 267 箇所と増加。また、放課後子ども教室開設数が 86 教室と増加。いずれも小学生の健全育成を図る事業。

インターネット等をめぐる問題対策の推進の啓発事業。警察本部少年・女性安全対策課によるネットモラル教室は、小学校、中学校、高校合わせて 194 回。会議等の実施も 31 回と増加。スマートフォンとインターネットの普及に伴い学校現場からの要請の増加が背景。インターネットの適正利用のため、今後も啓発活動を推進していく必要がある。この他、県民生活センターにおいても、インターネット関係の啓発による講座等も開講する。

最後、山梨県少年サポートネット推進事業。昨年度、9 月から開始した事業だが、非行等に関わる 5 名の少年に対し、計 34 回のプログラムを実施。中学校 3 年生の少年 3 名のうち、高校進学が 2 名、就職 1 名という実績を収めた。本県の課題である再犯防止のため、学校現場と連携しながら事業の充実の方を図る。

(議長)

何か意見・質問はあるか

(委員)

新事業として、もっと楽しい体育授業で体力アップ事業の説明があったが、本校においても、講師を派遣していただき指導を受けた。最近の子供たちの様子を見ると、体力テストの結果のとおり投能力が低下している。小学校の教員も全教科を指導しなければならないので、スポーツクラブ指導員等の専門的な指導を直接参考にできることはありがたい。意図的に運動を仕組んでいくことの大切さを感じた。

(議長)

他に意見・質問はあるか

(委員)

少年鑑別所は、一般的には、非行のあった少年を収容し、心理学や教育学の専門職員で面接、心理検査を行い、家庭裁判所の審判を受けるために必要な点を明らかにして家庭裁判所に提出することを主として行っているが、法務少年支援センターという名前も持っている。平成 27 年に新たな法律ができ、収容した少年の鑑別だけでなく、地域援助も行うことが明記、新しく始まった業務。依頼に応じて心理検査や知能検査を行ったり、保護者や先生方からの相談に対応したり、学校 PTA、地域の集会において非行防止に関する講演等を行っている。インターネットの教育、或いは薬物乱用の防止教室等についても、出前授業という形で少年鑑別所の職員（法務教官）を派遣することができる。

再犯、再非行の防止にあたっては就労の確保がすごく大事と考えている。無職者の再犯率が有職者の再犯率の 3 倍であるとか、或いは新しく刑務所に入ってきた受刑者の 7 割が犯行時に職についていなかったという統計データもある。犯罪を防ぐ意味でも就労の確保というのがとても大事であるので、就労支援については力を入れて指導いただきたい。

（議長）

他に意見・質問はあるか

（委員）

障害のある若者の就労支援についての記述で、障害者の自立に向けて農業分野での就労を促進するため障害福祉課で農福連携事業を 28 年度から実施するとともに、農福連携推進センターを昨年度設置していると思うが、その事業の記載がないが。

（事務局）

個人的に農福マルシェを利用して、事業についても承知している。本進行管理表には関連の 22 課に照会をかけ、関係する事業があれば記載をお願いしている。障害福祉課から新規事業として挙がってこなかったのが実情。現在検討していただいている新たな指針に向けての事業の中に、障害者支援、就労支援として加えるようにする。

（議長）

何か意見・質問はあるか

（委員）

特になし。

議事(2)「やまなし子どもの貧困対策推進計画」の進行管理について

（議長）

議事(2)「やまなし子どもの貧困対策推進計画」の進行管理について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 子どもの貧困対策推進計画進行管理表については子ども福祉課担当から説明—資料2・資料3により説明—

県では、子ども・若者を巡る喫緊の課題の一つである子どもの貧困に積極的に対応し、子どもが健やかに育成される環境を整備すると共に、教育の機会均等を図るために平成26年に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき、平成28年3月、山梨子ども貧困対策推進計画を策定した。本計画の推進期間は山梨子ども・若者育成指針の推進計画に合わせ、今年度までとなっている。本資料は、山梨子どもの貧困対策推進計画において位置づけられた4つの施策の柱と合わせ、関係各課や関連機関が実施している事業を体系的に整理したもの。一つ目が進行状況に変化が見られた事業、二つ目が令和元年度の子どもの貧困対策にかかる問題、最後に子どもの貧困対策推進の3点について説明する。

子どもの貧困対策推進協議会は、知事、市町村長、会計期間、関係各界の代表、県関係部局の長を委員として、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、全面的な対策協議会として設置されたもの。平成30年度は、市町村、関係団体、合計34名に出席いただき、市町村における連携体制の構築等について議論した。今年度は、東京大学の特任教授である湯浅誠氏を講師に招き講演会を同時に開催した。講演会には一般の方も含め160名ほどの参加をいただいた。この協議会には下部組織として連絡会議があり、子ども食堂の運営に関わる方、子どもの学習支援を担当している業者等に参加いただく研修会も開催する予定。

二つ目、子どもの貧困に対する教職員を対象とする研修会事業。子どもの貧困に対する教職員の理解を深めるため、教職員対象の研修会を開催し周知、啓発を図る。教職員だけでなくPTAの方、地域の支援団体の方にも広く参加いただいている。平成30年度は参加者が242名。今年度は12月の中旬に開催予定。

高等学校等入学準備サポート事業費。本事業費は高等学校等の入学に要する経済的負担を軽減するための給付金として、一律五万円を給付する。公立学校だけでなく私立高校も対象とし、平成30年度の実績として公立学校は546人、私立学校182人に給付を行った。このほか、高等学校就学支援金等についても低所得世帯の教育の機会均等のため引き続き実施する。

子どもの学習支援事業。貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習支援を行うことを目的としている。平成30年度は実施箇所7ヶ所において、計55人の中学生及び高校生について学習支援を行った。このうち中学3年生が10名学習支援に参加し、全員高校入学が叶った。

フードドライブ実施のための高等学校等への要請。フードドライブを広めることによ

り栄養状態、生活状況などに応じた必要な栄養分が確保できるよう連携し、子どもの健やかな発育、発達に資することを目的としている。フードドライブを実施した学校数は公立高等学校については13校、特別支援学校については6校、計29校が実施。平成29年度14校だったものが倍以上となり、フードドライブの活動が急速に広まっている。未実施の高校、特別支援学校についても実施をできるよう要請を図っていく。

病児保育事業。子どもが病気の際、保護者による家庭での看護が困難な場合、一時的に病院・保育所等において保育を行う市町村の取り組みに対して県が補助する事業である。平成30年度は、病児病後児の受け入れ施設は10施設、病後児は5施設、体調不良児は24施設となっている。今後も保育を受け入れてくれる施設増やしていきたい。

山梨子育て応援事業補助金。子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第一子の年齢に関わらず第二子以降の3歳未満児の保育費を無料化する市町村に対し県が補助金を交付するもの。平成30年度無料化が行われた子供の数が3665人で、県独自の事業ということで他県からも注目されている。本事業については10月1日から国の新しい事業、幼児保育の無償化制度が始まっている。住民税の非課税世帯については0歳から2歳のお子様、それ以外は3歳から5歳のお子さんを保育園が預かる時或いは幼稚園が預かる時無料になるという制度。県については住民税非課税世帯だけでなく、第2子以降は3歳未満につきましても従来からの保育料無料化の制度を行っているが、この国の制度ができたということで、今までの県の制度ではカバーできなくなっている部分、無償化ではない部分が制度的にできてしまっていた関係があり、今年度の9月議会においてその対象拡大をさせていただいた。事業の概要としては3歳になった後の年度末まで県で無料化を図るというかたちに事業を拡大した。

最後、生活保護進学準備給付金。国の制度で平成30年度からあった生活保護の中に進学準備給付金という制度をつけたもの。生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に新生活を立ち上げようとして一時金を給付する制度である。昨年度県においては支給対象者がいなかったため支給実績がなかったが、制度の周知を図り、支給漏れがないよう対応していきたい。国の新たな制度で、来年の4月から高等教育の無償化制度が始まる。給付型の奨学金と授業料の減免とを合わせた新しい制度になる。基本的には住民税非課税世帯が対象になるが、経済的に厳しい家庭も道が開けるということで、県としても一から情報提供していきたい。中学の時代からこのような無償化の制度があることを周知し、高校、大学進学につなげたい。進行管理表については以上。

子どもの貧困対策の推進に関する法律について、資料3を用いて説明する。平成25年に法律が制定されたものを令和元年9月7日に新しく改正施行したもの。改正のポイントは、貧困の連鎖について、子どもの将来だけではなくて現在に向けた対策も行っていくこと。もう一つが市町村に対しても貧困対策計画を策定する義務を課すこと。地域の子どもは地域で見守る、或いは子どもの実情に合わせたきめ細かな対策をとっていくためには市町村において計画を立てる必要があるということで、国の有識者会議の中で

結論がなされた。これを踏まえ、県でも新たな計画の策定を今進めている。

(議長)

何か意見・質問はあるか。

(委員)

子どもの貧困対策のためのホームページの整備については、教育機会の提供という視点からも重要なテーマだと思っている。入学料や授業料減免に関する大学側コミット感というか、どのくらい協力する雰囲気があるのか。

もう一つは経済的支援や就労支援がしっかり自立できるような支援として機能しているのか。各種手当をはじめとした経済的支援、保護者や本人に対する就労の支援など、現実のところどうなっているのか。

(事務局)

子どもの貧困対策のためのホームページの整備については、情報提供を主として行っている。ホームページに掲載することで、学生からの問い合わせが来るため、一定の効果があると理解している。コカコーラ財団からもホームページに学生支援に関するリンクを掲載してほしいと依頼があった。支援について、どこに訊ねたらよいか分からない学生の相談に乗り、適切な案内をさせていただいている。積極的に大学等とつながりを持つところまでは至っていない。

(事務局)

経済的支援とか就労支援という分野については、生活困窮者自立支援法があり、その中で複数の色んな支援についての相談を受けていただいている。なかなか難しいが相談に来られない事情がある方もあるかと思うので、支援につながりにくいといった課題がある。周知をこれからも強くやっていく必要がある。

(委員)

生活困窮者自立支援法等による経済的な支援については、厳しいこと言えば働かないのと働けないのは違うので、実際どういう状態になっていて、その人に何が必要なのかまで踏み込んでいかなければいけないと思う。どんな感じなのか、わかるようならば教えていただきたい。

(委員)

それぞれの方が様々な事情を抱えていることで、支援が必要になるケースが非常に増えている。色んな要素が重なり困窮世帯になっている状況が最近の特徴。生活保護に至

る前の、生活に困窮している時点で第2のセーフティーネットとして生活困窮者自立支援法があり、支援をしている。相談に来ていただいた方は、様々な事情を抱えているので、色んな支援が複合的に必要というケースが多い。相談機関が様々な関係機関につながり、例えば介護が必要な方は介護保険、依存症や引きこもりの方についてはそれぞれの相談窓口など、連携をしていくということが必要な状況が生まれている。相談機関がその方の状況をしっかり把握する中で適切な支援をしていくことを一生懸命心がけている。

議事(3)知事への答申(案)について

(議長)

議事(3)知事への答申(案)について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

—資料4により説明—

本資料は、新たなやまなし子供・若者育成指針を策定するにあたり知事から青少年問題協議会に諮問した事柄に対する答申案である。内容はこれまで協議会や小委員会において委員に検討いただいた子供・若者を巡る現状と課題、子供・若者育成のための施策の方向性を基本にとりまとめたもの。

1 ページから 13 ページは、子ども・若者の意識と行動に関する調査等から明らかになった本県の子供・若者を巡る現状と課題について項目ごとに整理したもの。1 は社会環境と子供・若者、2 は困難を有する子供・若者、3 は家庭、地域と子供・若者と 3 つに分かれている。

14 ページから 19 ページは、本県の青少年の健全育成に向け、県としてどのような考え方をもち施策に取り組んでいくことが必要か、施策の方向性についてとりまとめたもの。子ども・若者育成のための基本理念と 5 つの基本目標について述べている。

基本理念については、小委員会で指摘いただいた自立・協働・創造を考え方の中に盛り込んだ。基本理念は「夢と志を持ち、健やかに成長し、他者と協働しながら、やまなしの未来を切り拓く子供・若者を育むために」とした。子供・若者がふるさと山梨に誇りと愛着を感じ、世界に目を向け夢と志を持って心身共に健やかに成長していくこと、そして様々な困難を乗り越えながら自立する力を身につけ、他者と協働しながら山梨の未来を創造していく人材として活躍していくことを願い設定した。

この理念を踏まえ、施策の基本的な柱として 5 つの基本目標を掲げた。全ての子供・若者の健やかな成長に向けた支援、困難を有する子供・若者やその家族へのきめ細やかな支援、子供・若者の成長を社会全体で支える環境作り、子供・若者の成長を支える担い手の養成、そして 5 つめが山梨の未来を切り拓く子供・若者への応援となっている。

それぞれ基本目標に取り組むべき事柄を設け、各課題の解決に資するよう施策の方向性をまとめた。

答申案について意見をいただき、本日の議論を受け答申案を確定し、各委員に確認をとり答申としたい。来月、当協議会を代表して鍋谷会長に知事への答申をお願いしたい。

(議長)

質問、意見等あるか

(委員)

中学時代、不登校にならざるを得ない家庭の状況で不登校になってしまった子供たちの居場所がない。15歳で高校に入らなくても構わないから、学び直したいと考えている子供たちが学び直せる場所が欲しい。例えば、夜間の公立中学のように、年上の人、中卒の人、外国籍の人などいろいろな人が集える場が欲しい。また、日本の学校に入る前に、数ヶ月でよいから外国籍の子供が日本語や日本の文化を学習する場所があったなら、同じ言葉で話す子もいるし、安心できる場所で日本の学校に慣れるような教育ができる。

困難を抱える子供たちの支援を行う中で、一番問題になっているのが送迎の問題。支援の場所を作ったら、そこに来る手段まで考えて支援しないと、来たい子が来られない。食事の必要な子供たちが沢山いて、子ども食堂も色々なところではできたが、そこまで行き着かない。理想は、小学校区に一つずつあり、地域の中でお年寄りと一緒にご飯を食べることが自然にできるようなかたちがよいと思う。

きめ細かな支援を行うために、教育・福祉・保健・医療・矯正・保護を行う関係機関が連携しとあるが、NPO法人が関係機関に出向いても、個人情報保護の観点から情報を提供してもらえず、その子が今どういう状態で、どこに向かって行くような支援を必要としているのか、親がどういう状態なのか、子供の支援に必要な情報が共有できない。NPO法人に電話がかかってくるのは、学校に相談しても、児童相談所に行っても納得が得られない方たち。様々な団体があり、オープンにできないことも分かるが、その子をより良い方向に持っていくためにも、少しでも情報を共有したい。

障害のある子供には、学習障害や発達障害など様々な障害があり、総合教育センター、児童相談所、子どもの発達総合支援センター等において検査してもらうまでに、半年くらい待たなければならない状況がある。また、グレーゾーンの子供たちに対して、診断名がつかなくても、学校で柔軟に対応できる体制を整えていく必要を感じる。そのためには、教員の数を増やしていく必要がある。特に、小学校低学年のうちに手厚く支援をすることで、学習等の遅れがでないで済むのではないか。

(議長)

他に意見はあるか。

(委員)

子ども若者の健やかな成長を支えていくためには家庭、学校、地域の協働・連携による教育力の向上が非常に大切である。地域と学校、家庭が連携して取り組んだ地域行事(地域の中学生が県の無形文化財である獅子舞を地域の方から教わり発表するもの)では、取り組みを通して自己肯定感を高め、地域のつながりの大切さを実感するような感想を多くの子どもたちが寄せていた。地域とのネットワークの構築や連携は難しいことではあるが、その重要性を実感している。

(議長)

他に意見はあるか。

(委員)

家庭・学校・地域の協働・連携ということでPTAでも、家庭・学校・地域の架け橋となるような活動している。中学校のPTA会長をしていたとき、「大人が変われば子供も変わる」という目標を掲げ、2年間活動を続けた。子供たちは見ていないように見えている。働く姿、家庭での姿、公共の場における振る舞い、子供への接し方、スマートフォン等の扱い、見られていることを意識して取り組んだ。育成指針には様々な施策があり、子供たちのために多方面から考えているが、残念ながらほとんどの保護者が知らない状況。PTAでも講演会や学習会を企画するので、大人の啓発のために県からも職員を派遣していただきたい。

(議長)

他に意見はあるか。

(委員)

NPO職員として子供・若者を支援している方、地域で子供・若者の成長を支える担い手となっている方、そういう方の力を借りる以上は、担い手を育てるための努力をしないといけないと強く感じる。平成30年度、例えば子育ての支援リーダーの養成の講座が終了になっている。何とか別の形でもよいので、続けていくことはできないのか。実際に現場に入って関わる方の支援力自体を信じてお任せするとなると、支援者の専門性を向上させるための取り組み、子育て支援の力、技術の向上には資金が必要なのではないか。

(議長)

他に意見はあるか。

(委員)

答申案を見て、若者と子供の活躍の場所がもう少しあればと感じる。県の事業で甲府の中心街を活性化するアイデアを募集した際、実行委員になり、大学の4年間活動した。その付き合いがあり、県内に就職を決めたという流れがあった。就職で県外に出た若者もいるが、イベントの時になると街の人から声がかかり、県内に戻ってくる。若者達も、活躍する場があったり、声をかけてもらえたりすれば、地域に出て行くことができるので、活躍の場が広がっていけばいいと思う。

(議長)

この他、どうしてもという意見はあるか。

(委員)

特になし。

(4) その他

(議長)

議事 (4) その他について事務局、委員から何かあるか。

(事務局・委員)

特になし。

(議長)

以上で議事を終了する。